

○恵那市土地開発に関する条例施行規則

平成20年10月1日規則第39号

改正

平成23年4月1日規則第15号の2

平成26年3月31日規則第6号

平成28年4月1日規則第 号

恵那市土地開発に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、恵那市土地開発に関する条例(平成20年条例第24号(以下、「条例」という。))第12条の規定により、条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 事業区域 開発事業を実施しようとする土地の区域のほか、当該開発事業と一体の開発事業の土地の区域及び当該開発事業区域と一体利用される土地の区域(以下、「一体の区域」という。)を含む区域をいう。
- (2) 地域住民等 事業区域(単独で線状に延びた排水路に関する土地の区域を除く。以下、この号において同じ。)の隣接土地所有者(以下、「隣接者」という。)及び事業区域が含まれる自治会の自治会員のうち隣接者以外の者(以下、「地域住民」という。)をいう。
- (3) 特定開発事業 施設の整備計画等について特に良質な水準の確保が必要な事業のうち主として建築物の建設の用に供する目的で行う開発事業又は結果的に平らな形状となる開発事業をいう。
- (4) 一般開発事業 特定開発事業以外の開発事業をいう。

(協議が必要な開発事業)

第3条 条例第3条の市長が特に必要と認める開発事業は、都市計画区域外の区域において延長距離が35メートルを越えることとなる道路を設置する行為のうち、将来的に当該道路周辺に一定規模以上の宅地化が見込まれる行為とする。

(適用の除外)

第4条 条例第3条第4号の市長が特に認める開発事業は、次に掲げる開発事業とする。

- (1) 建築物等の建築自体と不可分な一体の工事と認められるくい打ち、土地の掘削等のための開発事業

- (2) 一時的な転用で、おおむね1年の間に完全に現況に復旧されることが明らかな開発事業
- (3) 通常の管理行為として行う開発事業
- (4) 周辺の環境や自然災害への影響が懸念されないと市長が認める開発事業
(市長との協議)

第5条 条例第6条第1項に規定する市長との協議の手続きは、同条の規定によるもののほか、次条から第15条までの規定による。

- 2 市長は、条例及びこの規則の定めにより提出された図書等を審査し、法令、他の条例等による必要な処置を講ずるものとする。

(事前調査及び指導)

第6条 開発事業者は、実施計画の策定及び条例の規定によるすべての行為に先立ちあらかじめ、事前届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の届出書の提出があったときは、当該開発事業者に対し、条例に定める手続及び基準を遵守するとともに条例第6条第2項に規定する基準に沿って開発事業計画を適切に策定するよう指導及び助言をするものとする。

(地域住民等への説明)

第7条 開発事業者は、条例第6条第1項に規定する申請書の提出に先立ちあらかじめ、地域住民等が開発事業の内容を説明しなければならない。

- 2 前項の説明は、地域住民等の十分な理解の上で、同意が得られるよう努めるものでなければならない。
- 3 市長が特に支障がないと認める開発事業については、前2項の規定を適用しない。

(公共施設管理予定者等との協議)

第8条 開発事業者は、開発事業が次の各号のいずれかに該当する場合は条例第6条第1項に規定する申請書の提出に先立ちあらかじめ、公共財産等に関する同意申請書(様式第2号)を当該管理者に提出し、その同意を得なければならない。

- (1) 事業区域に市が管理する施設及び土地等(以下、「公共財産等」という。)が含まれる場合
- (2) 開発事業の実施に伴い公共財産等が改築されることとなる場合
- (3) 開発事業の実施に伴い公共財産等が付け替え又は廃止されることとなる場合
- (4) 市長が特に必要と認める場合

- 2 開発事業者は、開発事業により公共施設が新たに設置されることとなる場合は条例第6条第1

項に規定する申請書の提出に先立ちあらかじめ、公共施設管理予定者との協議申請書（様式第3号）を当該公共施設管理予定者に提出し、開発事業に伴い新たに設置される公共施設に関し、次に掲げる事項について協議しなければならない。

- (1) 管理者となる者
- (2) 施設の帰属先
- (3) 土地の帰属先
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 他法令の規定による許可書又は報告書等により、前項までの規定と同等の同意又は協議がなされていることが明らかであると市長が認める場合は、前項までの規定にかかわらず、当該同意を得ているもの又は当該協議がなされているものとみなす。

4 当該管理者は、公共施設の適切な管理の確保の観点から第1項及び第2項に規定する協議を行うものとする。

（開発協議の申請）

第9条 条例第6条第1項の申請書は、次に掲げる事項を記載した開発協議申請書（様式第4号）とする。

- (1) 事業区域（事業区域を工区に分けたときは、事業区域及び工区）の位置、区域及び規模
- (2) 予定建築物の用途又は具体的な土地の用途
- (3) 開発事業に関する設計
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請には、開発事業概要書（様式第5号）及びその他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 第1項第3号の設計は、設計説明書（様式第6号）及び設計図により定めるものとする。

4 市長は、開発事業者が複数であるときは、代表者を定めるよう開発事業者に求めることができる。このとき、市長が代表者に対して行った条例に基づくすべての行為は、当該開発のすべての開発事業者に対して行ったものとみなし、また、開発事業者は、市長に対して行う条例に基づくすべての行為は当該代表者を通じて行わなければならない。

（同意の基準）

第10条 条例第6条第2項第1号の規定による基準の細目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業以外の開発事業については、新たに設置される道路は避難及び通行の安全上適当な規模及び構造で、か

つ、事業区域内の主要な道路及び事業区域は事業区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。

(2) 排水施設が開発事業の規模、目的、形状、当該地域の降雨量、地盤の性質、放流先施設の排水能力、流域面積及び流域の状況を勘案して、事業区域内の雨水及びその他の排水により事業区域及び事業区域の周辺に溢水等による被害を生じさせないような規模、構造及び能力で、有効かつ適切に排水路又は河川等の公共水域に接続するよう設計が定められていること。

(3) 事業区域内のがけ崩れ、出水又はその他の災害を防止するため、擁壁及び排水施設の設置並びにその他安全上必要な処置を講ぜられるように設計が定められていること。

(4) 敷地の安全上及び衛生上、著しい支障がないこと。

2 条例第6条第2項第2号の規定による基準の細目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業区域内の土地又はこれらの土地にある建築物その他の工作物（以下、「土地又は工作物等」という。）について、当該開発事業の実施の妨げとなる権利を有する者（以下、「妨げとなる権利者」という。）の相当数の同意を得ること。

(2) 法律及びこれに基づく命令及び条例の規定により開発制限区域等の指定を受けている場合は、当該区域指定解除の許可等を得ること。

3 国又は地方公共団体が妨げとなる権利者である場合で、他法令による許可書等により前項第1号と同等の同意を得ていることが明らかであると市長が認める場合は、前項第1号の規定にかかわらず、当該土地又は工作物等の妨げとなる権利者としての国又は地方公共団体の同意を得ているものとみなす。

4 市長は、開発事業に同意するときは、次の各号に掲げる事項について条件を付すことができる。

(1) 施工中の安全及び衛生に関する事項

(2) 同意の期限に関する事項

(3) その他市長が必要と認める事項

5 一般開発事業（一部の工区が一般開発事業である場合はその工区）については、条例第6条第2項第1号の規定による基準の細目は第1項の規定にかかわらず第1項第4号とする。ただし、太陽光発電設備に係る開発事業に関しては、別に基準を定める。

6 事業区域に第2条第1号の一体の区域を含む場合のうち、一体の区域が第15条第2項の検査済証の交付を受けている等の場合で、開発区域（事業区域のうち、一体の区域を除いた区域をいう。以下同じ。）についてのみ審査することが周辺の環境や自然災害への影響に関し支障がないと市長が認める場合は、市長は条例第6条第2項に規定する基準の適否判定に係る対象区域を開発区

域のみとし、事業区域内のほかの区域は既存の区域とみなすことができるものとする。このとき、第2条第2号、第8条第1項第1号、第10条第1項第2号及び第3号並びに第2項第1号、第15条第2項並びに第16条第3項中「事業区域」とあるのは「開発区域」と、第10条第1項第1号中「事業区域内の主要な道路及び事業区域は事業区域外の相当規模の道路に接続するように設計が定められていること。」とあるのは「開発区域内の主要な道路は開発区域外の相当規模の道路に接続し、かつ、開発区域は開発区域外の相当規模の道路に接続するか、又は、開発区域外の事業区域を介し事業区域外の相当規模の道路に有効に接続するように設計が定められていること。」と読み替えるものとする。

(同意又は不同意の通知)

第11条 市長は、条例第6条第1項の規定による開発協議申請書の提出があったときは、遅滞なく、同意又は不同意をしなければならない。

2 前項の同意をするときは同意通知書(様式第7号)を、不同意のときは同意できない旨の通知書(様式第8号)をもってその旨通知するものとする。

3 次条の規定による開発協議の変更同意するときは、前項の規定にかかわらず、同意変更通知書(様式第9号)をもってその旨通知するものとする。

(事業内容の変更の手続き)

第12条 開発事業者は、開発協議申請書の提出から開発協議が終了するまでの間に開発事業を中止し、又は変更(市長が軽微であると認める変更を除く。)するときは、市長に開発協議取り下げ願書(様式第10号)を提出し、開発協議申請を取り下げなければならない。

2 第9条第1項及び第2項に掲げる図書の内容を変更(市長が軽微であると認める変更を除く。)するときは、条例第6条第3項の規定により準用する同条第1項の協議の手続きは、第5条第1項の規定にかかわらず、第7条から第15条の規定(第8条の規定は当該協議内容に変更が生じる場合に限る。)を準用するものとする。このとき、第7条第3項中「開発事業」とあるのは「開発事業の変更」と読み替えるものとする。

3 前項の規定により準用する第9条第1項の開発協議の申請は、同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、変更する理由、内容及び設計を記載した開発協議変更申請書(様式第11号)に、同条第2項の規定により添付した図書のうち変更する必要がある図書及び市長が必要と認める図書を添付するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、当初の開発事業の計画と同一性を失うような大幅な変更については、開発協議申請を取り下げ、新たに開発協議を行うものとする。

(着手の届出)

第13条 開発事業者は、市長の同意を得た開発事業に関する工事に着手したときは、着手より7日以内に開発事業に関する工事着手届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(開発事業の廃止及び中断)

第14条 開発事業者は、市長の同意を得た開発事業を廃止するときは、開発事業廃止届出書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

2 開発事業者は、開発工事を2ヶ月間以上中断するときは、開発事業に関する工事中断届出書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。ただし、1年を超える期間(中断期間が通算で1年を超える場合を含む。)開発工事を中断するときは、原則として、開発事業を廃止しなければならない。

3 開発事業者は、工事着手後に開発事業を廃止又は中断するときは、前2項の規定による届出書の提出に先立ちあらかじめ、災害防止のための必要な工事及び工事によって損なわれた公共施設の機能を回復するための工事を施工しなければならない。

4 市長は、開発事業廃止届出書を受理したときは、当該開発事業の同意を取消すものとする。

5 開発事業者は、中断した工事を再開するときは、あらかじめ、開発事業に関する工事再開届出書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(完成の届出)

第15条 開発事業者は、条例第6条第2項の規定による市長の同意を得た開発事業に関する工事が完成したときは、工事完成より7日以内に開発事業に関する工事完成届出書(様式第16号)を市長に提出し、完成検査に関する指示を受けなければならない。

2 市長は、条例第7条の規定による協定を締結した特定開発事業の開発事業に関する工事完成届出書を受理したときは、条例第6条第2項第1号に規定する基準及び同意に付した条件の範囲において、同意又は受理した申請書及び届出書のとおり事業区域内の工事が完成したかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、開発事業者に対し、検査済証(様式第17号)を交付するものとする。

3 市長は、条例第7条の規定による協定を締結した一般開発事業に関する工事完成届出書を受理したときは、前項の規定を準用することができる。

(地位の承継)

第16条 条例第8条第1項の規定により地位を承継した者は、地位承継届出書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第8条第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、地位を承継しようとする者が適法に当該事業区域内の土地の所有権その他当該開発事業に関する工事を施行する権限を取得していない場合は、承認しないものとする。

（閲覧）

第17条 条例第9条第1項に規定する市長が認める範囲は、事前届出書及び開発事業概要書の範囲とする。

- 2 閲覧の方法は次に掲げるとおりとする。
 - （1） 閲覧に供する場所は、都市住宅課窓口とする。
 - （2） 閲覧に供する日は、恵那市の休日を定める条例（平成16年条例第2号）に規定する市の休日以外の日とする。
 - （3） 閲覧に供する時間は、恵那市役所の執務時間に関する規則（平成19年規則第52号）第1条に規定する執務時間内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、閲覧に供する場所、日及び時間を変更することができる。

一部改正〔平成23年規則15号の2・26年6号〕

（申請書類の保存期間）

第18条 条例第9条第2項の規定による図書の保存期間は、恵那市文書管理規則（平成16年規則第12号）第44条第4項の規定により、5年とする。

（勧告の通知）

第19条 条例第10条第1項の勧告は勧告通知書（様式第20号）をもって通知するものとする。

（報告書の提出）

第20条 開発事業者は、条例第10条第2項の規定による市長の求めにより報告書（様式第21号）を提出するときは、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

（立入調査）

第21条 条例第10条第2項の規定により立入検査をする市職員は、開発事業立入調査員証明証（様式第22号）を携帯し、関係人から求めがあったときはこれを提示しなければならない。

（同意等の取消）

第22条 条例第10条第3項の同意等の取消は、同意等の取消の決定が条例第6条第2項の規定によ

る同意後であるときは同意を、第15条第2項の規定による検査済証交付後であるときは同意及び検査済を取消することができるものとする。

- 2 市長は、協議の廃止若しくは同意又は検査済の取消しを行ったときは、開発事業者に協議廃止通知書（様式第23号）又は取り消し通知書（様式第24号）によりその旨を通知しなければならない。

（委任）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第2項の規定により適用される岩村町生活環境の確保に関する条例施行規則（昭和59年規則15号）第5条に規定する立入調査職員証明書並びに山岡町生活環境保全に関する条例施行規則（昭和48年規則9号）第9条、明智町自然環境保全条例施行規則（昭和48年規則4号）第6条及び串原村生活環境保全に関する条例施行規則（昭和48年規則6号）第9条の規定による身分証明書は、条例附則第2項の規定にかかわらず、この規則第21条に規定する開発事業立入調査員証明証によるものとする。

附 則（平成23年4月1日規則第15号の2抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第6号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

事前届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)

事前届出書提出者 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

開発事業の施行に際し、実施計画の策定について必要な指導及び助言を得たいので恵那市土地開発に関する条例施行規則第6条の規定により、事前に届け出ます。

事業名称	
事業目的	
事業区域の位置	恵那市
事業区域の面積	m ²
具体的な土地の用途 (予定建築物の用途)	
区画数	区画

添付書類

- ・位置図
- ・土地利用計画平面図(排水先等の周辺の公共施設を含む)(計画図がA3サイズより大きくなるときは、A3サイズの縮小図を別に添付すること)
- ・公図(事業区域の境界を赤色で明示してください。)
- ・事業区域内で過去に受けた検査済証等の書類の写し
- ・その他市長が必要と認める書類

(注)・事業目的は次から選択してください。

- 自己用住宅宅地造成・賃貸住宅宅地造成・分譲住宅宅地造成・別荘宅地造成・工場宅地造成・商業宅地造成・社用宅地造成・農業宅地造成・その他宅地造成・駐車場造成・資材置場造成・作業場造成・ゴルフ場造成・マレットゴルフ場造成・運動場造成・他体育施設宅地造成・リゾート地造成・公園造成・墓地造成・土砂採取・採石・産廃・残土処分・植林・農地造成
- ・事業区域の面積は実測面積を記入してください。

公共財産等に関する同意申請書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

恵那市が所有又は管理する公共財産等を事業区域に含めること及び付け替えて新たに設置する公共財産等を恵那市所有とすることについて当該施設管理者の同意を得たく、恵那市土地開発に関する条例施行規則第8条第1項の規定により申請します。

事業名称	
事業区域の位置	恵那市
事業区域の面積	m ²

事業区域内の恵那市所有の公共財産等	位置				
	面積 (m ²)	水路	道路	その他	計
	在 置 改 築 付替用廃 単純用廃 合 計				
新たに設置し市に帰属することとなる付替後の公共財産等	位置				
	面積 (m ²)	水路	道路	その他	計

添付書類

- ・位置図
- ・土地利用計画平面図
- ・公図(事業区域の境界を赤色で明示してください。)及び登記簿(写し可)
- ・公共財産等に関する新旧対照図及び求積図
- ・他の法律による許認可の写し
- ・各筆調書(新たに設置する公共施設の土地の筆のみ)
- ・土地所有者の同意書(公共施設の用地として同意する旨が明らかにされていること)
- ・その他市長が必要と認める書類

(注) ・位置は、別に土地利用計画図に表示することができます。

- ・この申請書に変わる別の様式を市長が定め有的时候は、当該申請書によることができます。
- ・この申請書は公共財産等管理者毎に作成し、当該管理課窓口へ提出してください。

開発協議申請書

恵那市長 様

平成 年 月 日

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

当該開発事業計画について、あらかじめ、恵那市土地開発に関する条例第6条第2項の規定による市長の同意を得たく、協議を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

事業名称	
事業目的	
事業区域の位置	恵那市
事業区域の面積	m ²
具体的な土地の用途 (予定建築物の用途)	
工事着手予定年月日及び 工事完成予定年月日 (又は予定工事期間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (同意後 ヶ月)
設計者 住所氏名 (名称及び代表者名) 電話	

添付書類

・規則第9条第1項及び第2項に規定する図書

(注) ・事業区域の面積は実測面積を記入してください。

・事業目的の欄の記入にあたっては、事前届出書の注釈を参照してください。

開発事業概要書

事業名称			
事業目的			
事業区域の位置	恵那市		
事業区域の面積	m ²		
具体的な土地の用途 (予定建築物の用途)		区画数	
開発事業者住所氏名 (名称及び代表者名)			
設計者 (名称及び担当者) 電話番号	電話		
工事施工者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話		
工事着手予定年月日及び 工事完成予定年月日	平成 平成	年 年	月 月 日から 日まで
※ 事業番号			
※ 同意			
※ 完成			
※ 変更			
※ その他			

添付書類

- ・事業区域位置図(A4 サイズ以下)
- ・土地利用計画図(A3 サイズ以下)

(注) ・※印の欄は記入しないでください。

・開発事業概要書及びその添付書類は、恵那市土地開発に関する条例第9条の規定により、一般の閲覧に供します。

設計説明書

地域住民等の意見を聞き、開発事業計画に反映した事項							
事業区域の面積		㎡		開発区域の面積		㎡	
事業区域の現況	地域指定	都市計画区域(内・外) 農業振興地域内 保安林内 砂防区域内 地すべり防止区域内 土砂災害特別警戒区域 急傾斜地崩壊危険区域内 災害危険区域内					
	用途地域						
		宅地	原野	山林	農地	()	合計
	面積 ㎡						
	比率 %						
土地利用の計画		宅地	駐車場	道路	歩道	公園	その他の 緑地
	面積 ㎡						
	比率 %						
		調整池	その他の 公共施設	()	()	()	合計
	面積 ㎡						
	比率 %						
	道路	延長	m幅員		m	調整池	m ³
整備する公共施設の計画	施設名称						
	管理予定者						
関係する公共施設							
区画数	区画	予定住戸数 (共同住宅等の場合のみ)		戸	予定建築物の階数		階
接続先道路		()幅員		m	()幅員		m
給水				し尿処理		()人	
搬出土量		m ³		搬入土量		m ³	
接続先排水路の名称				排水先河川の名称			
事業区域からの発生交通量		台/日		消火栓設置の有無			

(注) ・裏面の記入方法を参照してください。

設計説明書の記入方法

- ・各面積欄には、実測面積を記入してください。
- ・開発区域の面積の欄には、規則第10条第6項の規定により開発区域を審査対象とすることを認められた場合のみ開発区域の面積を記入してください。
- ・規則第10条第6項の規定により開発区域を審査対象とすることを認められた場合は、対象面積説明図を添付してください。
- ・事業区域の現況の面積の欄には、事業区域全体の面積を現況区分ごとに分けて記入してください。
- ・事業区域の現況の欄の合計面積と、土地利用の計画の欄の合計面積は一致させてください。
- ・整備する公共施設の計画の欄の施設名称は次の中から選んでください。
道路、農業用水路、その他の水路、調整池、沈砂池、公園緑地、上水道施設、下水道施設、防火水槽、消火栓、ゴミ集積所、集会所、文化財
※その他の公共施設を設置する場合は、具体的に施設名称を記入してください。
- ・管理予定者の欄には「事業者」「恵那市」等の計画上の施設管理者を記載してください。
- ・関係する公共施設の欄には、規則第8条第1項の規定による同意を要する施設の名称を、前の例にならって記入してください。
- ・接続先道路の欄には、道路管理区分(国道、市道等)と道路番号、幅員を記入してください。
- ・給水の欄には、水道(上水道、簡易水道、専用水道、飲料水供給施設をいう。)、井戸、給水設備なしのいずれかを記入してください。
- ・し尿処理の欄には、下水道、汲み取り、合併浄化槽にいずれかを記入し、合併浄化槽による処理を計画しているときは、処理対象人数もあわせて記入してください。
- ・接続先排水路の名称の欄は、道路側溝、農業用排水路、河川等を記入してください。
- ・排水先河川の名称の欄は、調査範囲に河川が含まれる場合に限り、排水先河川名を記入してください。

同意できない旨の通知書

第 号
平成 年 月 日

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)

恵那市長

次の開発事業に関する開発協議申請書は、以下の理由により恵那市土地開発に関する条例第6条第2項の規定に適合していると認められないので通知する。

事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市

適合していると認められない理由

開発協議取り下げ願書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

提出いたしました開発協議を取り下げたく、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 12 条第 1 項の規定により協議の取り下げを願います。

事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
取り下げ理由	

開発協議変更申請書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

当該開発事業計画の変更について、あらかじめ、恵那市土地開発に関する条例第6条第2項の規定による市長の同意を得たく、協議を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業目的	
事業区域の位置	恵那市
事業区域の面積	m ²
変更理由	
変更内容	

添付書類

・規則第 12 条第3項に規定する書類を添付してください。

(注) ・変更申請書の各欄は、変更後の内容を記載してください。

・事業区域の面積は実測面積を記入してください。

・変更の内容の欄には変更する内容をすべて記載してください。

開発事業に関する工事着手届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(管理者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)

印

開発事業に関する工事に着手いたしましたので、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 13 条の規定により届け出ます。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
工事着手年月日及び 工事完成予定年月日	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
工事管理者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話
工事施工者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話

開発事業廃止届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

開発事業を廃止するので、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により届け出ます。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
廃止理由	
災害防止工事等の 完成(予定)日	平成 年 月 日

添付書類

- ・廃止時の土地の地形等を明示した現況図(平面図、横断図及び縦断図等)
- ・廃止に伴う防災工事等の竣工図
- ・現況写真
- ・交付済同意通知書
- ・その他市長が必要と認める書類

(注)・工事着手後に開発事業を廃止するときは、災害防止のための必要な工事及び工事によって損なわれた公共施設の機能を回復するための工事を施工してください。

開発事業に関する工事中断届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(管理者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

開発事業に関する工事を中断するので、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 14 条第 2 項の規定により届け出ます。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
中断期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (年 ヶ月)
中断理由	
災害防止工事等の 完成(予定)日	平成 年 月 日

添付書類

- ・中断時の土地の地形等を明示した現況図(平面図、横断図及び縦断図等)
- ・中断に伴う防災工事等の竣工図
- ・現況写真
- ・その他市長が必要と認める書類

(注)・中断した事業を再開するときは、市長に書面により届け出てください。

開発事業に関する工事再開届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(管理者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

中断していた開発事業に関する工事を再開するので、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 14 条第5項の規定により、開発事業に関する工事の再開を届け出ます。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
開発事業に関する 工事中断届出日	平成 年 月 日
工事再開予定日	平成 年 月 日
工事管理者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話
工事施工者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話

開発事業に関する工事完成届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(管理者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

開発事業に関する工事が完成しましたので、完成検査についての指示を得たく、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 15 条第 1 項の規定により届け出ます。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号・事業名称	
事業区域の位置	恵那市
工事管理者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話
工事施工者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話
工事完成年月日	平成 年 月 日
軽微な変更の内容	

添付書類

- ・土地利用完成平面図
- ・排水施設完成平面図
- ・公図
- ・完成写真
- ・その他市長が必要と認める図書

(注) ・完成平面図には、実測値を記載してください。

・完成検査済証の交付までに、次に掲げる場合に限り、当該各号に掲げる書類の写しを提出してください。

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条の規定による開発許可を要する場合

同法第 36 条第 2 項の規定による検査済証

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を要する場合

同号の規定による道路の位置の指定を受けたことを証する書類

建築基準法第 88 条第 1 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定による確認を要する場合

同法第 7 条第 5 項に規定する検査済証

地位承継届出書

平成 年 月 日

恵那市長 様

地位継承者(次の開発事業者) 住所 氏名
(名称及び代表者名)

電話

印

地位譲渡者(元の開発事業者) 住所 氏名
(名称及び代表者名)

電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)

電話

印

恵那市土地開発に関する条例第8条第1項の規定により地位を承継したので届け出ます。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
承継の理由	
権限を取得した日	平成 年 月 日

添付書類

- ・地位継承者の登記簿謄本(申請者が個人の場合は住民票)
- ・この条例に架る申請の手続き等を委任する場合に限り委任証書
(委任証書には、委任者の印鑑登録証明書を添付してください)
- ・その他市長が必要と認める書類

地位承継承認申請書

平成 年 月 日

恵那市長 様

地位継承者(次の開発事業者) 住所 氏名
(名称及び代表者名)

電話

印

地位譲渡者(元の開発事業者) 住所 氏名
(名称及び代表者名)

電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

受任者(設計者) 住所 氏名
(名称及び担当者名)

電話

印

恵那市土地開発に関する条例第8条第2項の規定による地位の承継の承認を申請します。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
承継の理由	
継承の理由が生じた日	平成 年 月 日

添付書類

- ・地位継承者の登記簿謄本(申請者が個人の場合は住民票)
- ・工事を施行する権原を取得したことの分かる書類
- ・この条例に架る申請の手続き等を委任する場合に限り委任証書
(委任証書には、委任者の印鑑登録証明書を添付してください)
- ・その他市長が必要と認める書類

勧告通知書

第 平成 年 月 日

開発事業者又は工事施工者 住所 氏名
(名称及び代表者名)

恵那市長

次の開発事業について、恵那市土地開発に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、以下のとおり勧告する。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市

勧告の内容

(注) ・この勧告に従わない場合は、氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)、住所、勧告の内容等が公表されることがあります。

報告書

平成 年 月 日

恵那市長 様

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)
電話

印

開発事業者に代わって、手続きを行います。

設計者 住所 氏名
(名称及び担当者名)
電話

印

恵那市土地開発に関する条例第 10 条第 2 項に規定する市長の求めに応じ、次のとおり報告します。

事業番号 事業名称	
事業目的	
事業区域の位置	恵那市
事業区域の面積	㎡
具体的な土地の用途 (予定建築物の用途)	
区画数	区画
工事管理者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話
工事施工者住所氏名 (名称及び担当者) 電話番号	電話

添付書類

- ・位置図
- ・土地利用計画平面図(周辺の公共施設を含む)
- ・公図(事業区域の境界を赤色で明示してください。)
- ・その他市長が必要と認める書類

(注) ・開発協議申請書が提出されていない場合は、事業番号を記入する必要はありません。
 ・事業区域の面積は実測面積を記入してください。

第 号	恵那市開発事業立入調査員証明証
顔写真	職 名
	氏 名
	上記の者が、恵那市土地開発に関する条例第 10 条第2 項に規定する職員であることを証明する。
	平成 年 月 日 恵那市長 印

協議廃止通知書

第 平成 年 月 日

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)

恵那市長

次の開発事業については、以下の理由により協議を廃止したので、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 22 条第 2 項の規定により通知する。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
協議を廃止した事項	

廃止した理由

取消し通知書

第 平成 年 月 日

開発事業者 住所 氏名
(名称及び代表者名)

恵那市長

次の開発事業については、以下の理由により次の事項を取消したので、恵那市土地開発に関する条例施行規則第 22 条第 2 項の規定により通知する。

同意及び直近の同意変更の 通知書番号及び通知年月日	
事業番号 事業名称	
事業区域の位置	恵那市
取消した事項	

取消した理由